

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 - ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 - ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

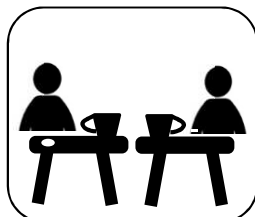
学校・病院・
児童福祉施設等

○敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○屋内禁煙



or

○喫煙専用室設置(※)



掲示義務

or

○加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



掲示義務

室外への煙の流出防止措置

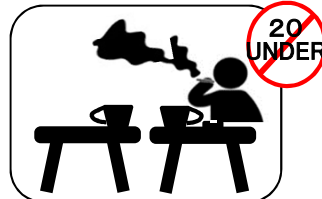
事務所・飲食店等

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

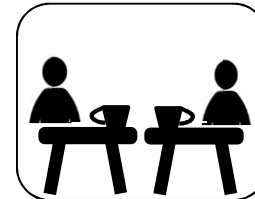
○喫煙可能(※)



掲示義務

or

○屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

- その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。**

- **「資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

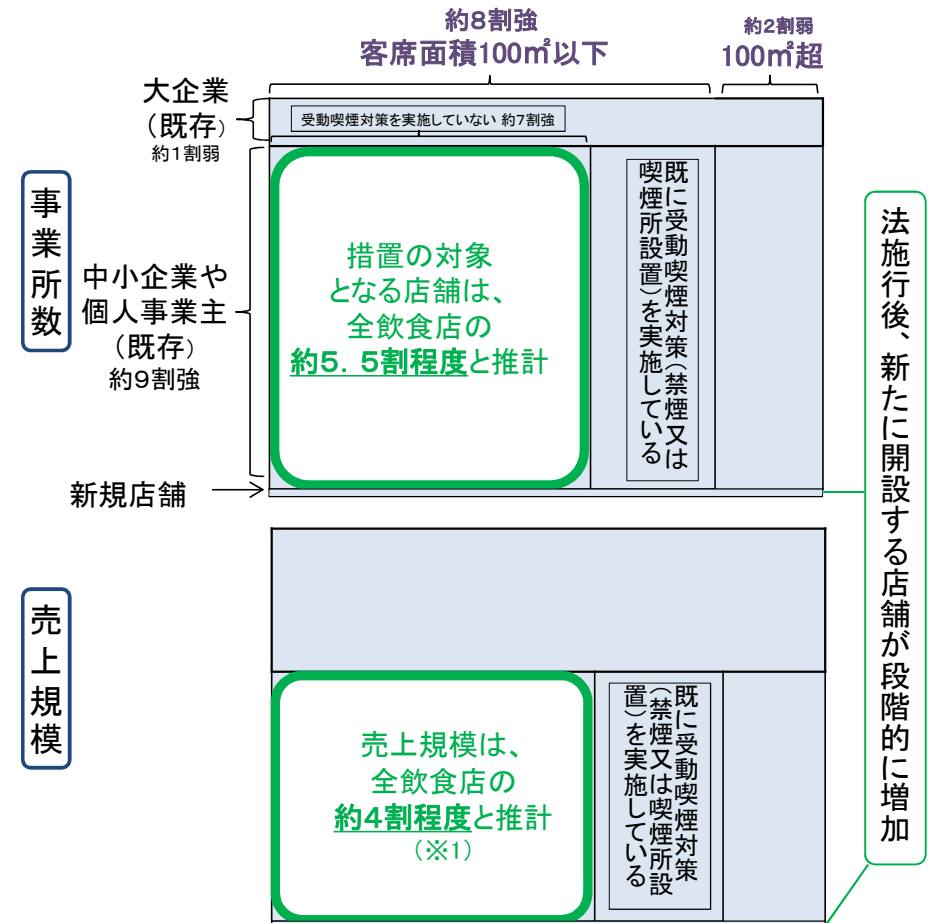
- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積100㎡以下」を要件とする。**

- また、**「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。**

<範囲>

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）



※1)平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。

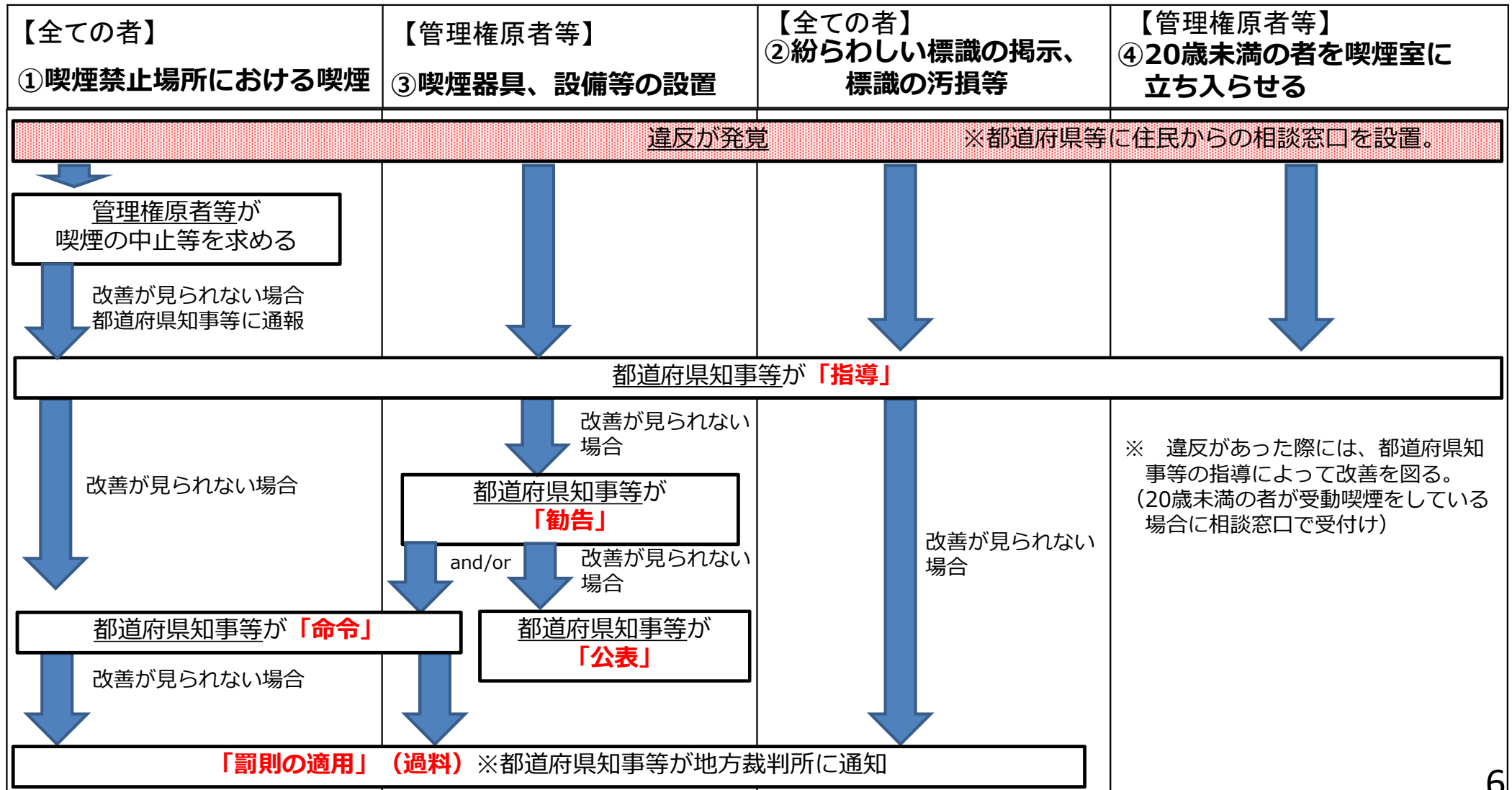
※2)平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。

※3)経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

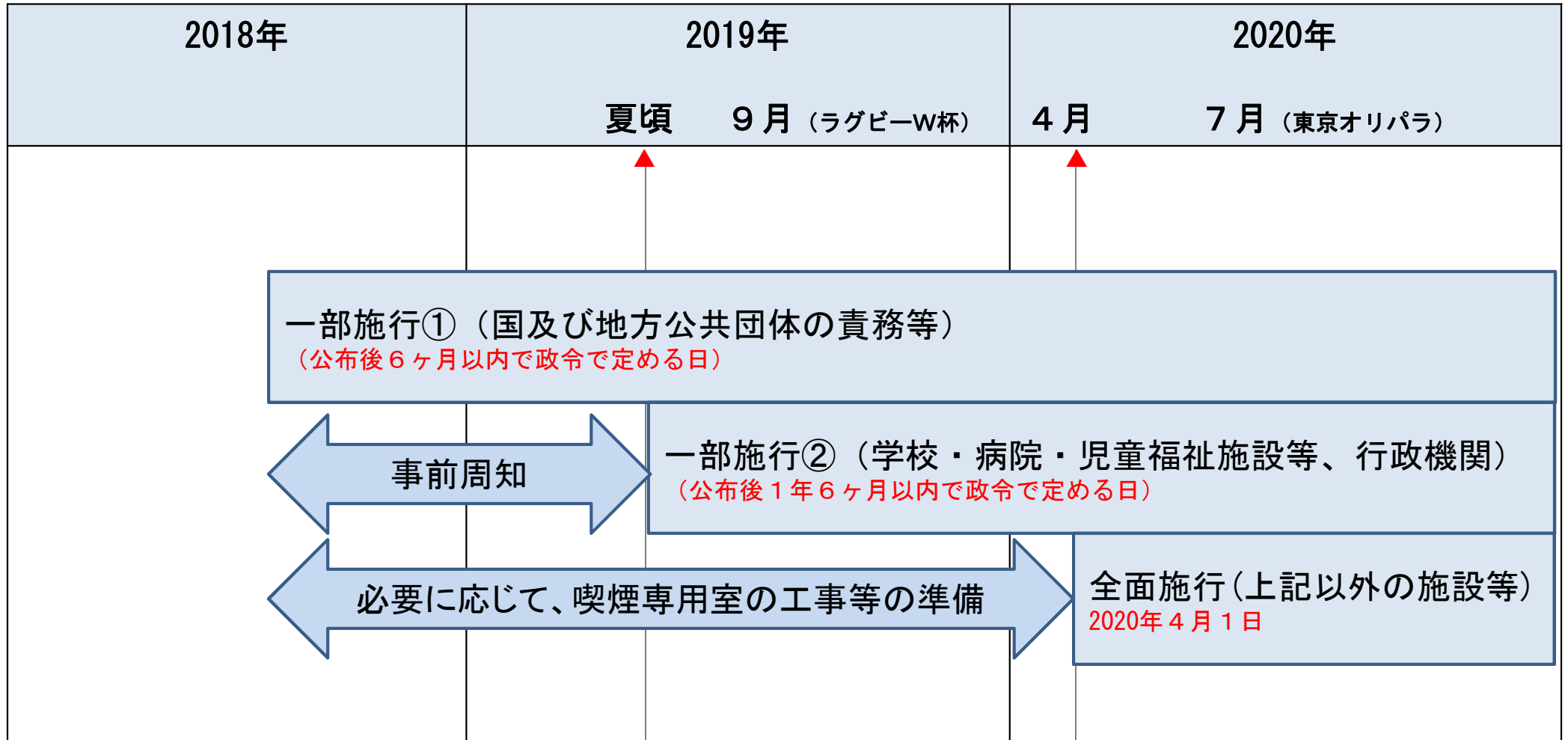
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成30.6.15 第196回国会第29号

6月15日（金）、第29回の委員会が開かれました。

1 ①健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

②健康増進法の一部を改正する法律案（岡本充功君外1名提出、衆法第36号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一般社団法人全国がん患者団体連合会理事長

一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン理事長

天野慎介君

日本肺がん患者連絡会理事長

長谷川一男君

名古屋市立大学大学院医学研究科心臓・腎高血圧内科学分野教授

名古屋市立大学病院副病院長

大手信之君

青森県健康福祉部医師確保対策監 兼

中南地域県民局地域健康福祉部長（弘前保健所長）

全国保健所長会会長

山中朋子君

東北大学環境・安全推進センター教授

東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授

黒澤一君

・加藤厚生労働大臣、大沼厚生労働大臣政務官、政府参考人及び衆議院事務局当局並びに提出者大西健介君（国民）及び岡本充功君（国民）に対し質疑を行い、①について質疑を終局しました。

・①に対し、初鹿明博君（立憲）、岡本充功君（国民）、高橋千鶴子君（共産）及び浦野靖人君（維新）が討論を行いました。

・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、国民、公明 反対一立憲、共産、維新、柿沢未途君（無））

・①に対し橋本岳君外5名（自民、立憲、国民、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、橋本岳君（自民）から趣旨説明を聴取しました。

・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、柿沢未途君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

長尾敬君（自民）

- ・既存の小規模飲食店に特例措置を設けることの妥当性について、大手参考人及び山中参考人の見解を伺いたい。
- ・保健所の機能が重要視される中、受動喫煙防止対策の現状における課題と政府への要望事項について、山中参考人に伺いたい。
- ・喫煙をやめたいと思っている20代、30代の喫煙者に対する禁煙のメリットの効果的な伝え方について、黒澤参考人の見解を伺いたい。

初鹿明博君（立憲）

- ・既存の小規模飲食店に対する特例措置の望ましい見直し時期について、天野参考人及び長谷川参考人の見解を伺

いたい。

- ・喫煙専用室を設置する場合ではなく、喫煙専用室を撤去して屋内全面禁煙とする場合に助成すべきと考えるが、黒澤参考人の見解を伺いたい。
- ・基本的な考え方の案において屋内完全禁煙であった国会が内閣提出案で屋内原則禁煙に取扱いが変更されたことについて、各参考人の見解を伺いたい。

白石洋一君（国民）

- ・両案についての審議の在り方について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・加熱式たばこに対する規制は紙巻きたばこと同程度とすべきか、あるいは区別すべきか、天野参考人、長谷川参考人、大手参考人及び山中参考人の見解を伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・不十分な面があるが受動喫煙防止対策を前進させようとする内閣提出案への評価と東京都の条例案等について、天野参考人及び長谷川参考人の見解を伺いたい。
- ・喫煙可能な店舗における20歳未満の従業員の立入禁止の実効性について、労働基準監督署と保健所との連携も含め、山中参考人の見解を伺いたい。
- ・既存の小規模飲食店の特例措置の対象とならない新規開業の判断方法について、山中参考人の見解を伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・受動喫煙防止対策と同時に喫煙率減少にも取り組むべきと考えるが、長谷川参考人の見解を伺いたい。
- ・喫煙率を減少させるためには例外のない完全禁煙とすべきと考えるが、黒澤参考人の見解を伺いたい。
- ・喫煙専用室とは別に飲食可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設けることについて、大手参考人及び黒澤参考人の見解を伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・屋内禁煙化により増加すると見込まれる屋外喫煙についての各参考人の所見を伺いたい。
- ・多様な人が集まる公園は禁煙にすべきと考えるが、黒澤参考人の見解を伺いたい。

（政府に対する質疑）

長谷川嘉一君（立憲）

- ・平成29年6月の受動喫煙防止対策の徹底に関する塩崎前厚生労働大臣談話と内閣提出案との違いについて、厚生労働大臣の所見を伺いたい
- ・諸外国では屋内全面禁煙としても飲食店の収益は減らなかったとする調査結果がありながら、内閣提出案において屋内全面禁煙としなかった理由を伺いたい。
- ・衆法において、規制の対象外とする施設の面積要件を30㎡以下に設定した根拠を伺いたい。

吉田統彦君（立憲）

- ・衆法及び内閣提出案において、水たばこは規制の対象となるかを伺いたい。
- ・衆法及び内閣提出案における過料の額をそれぞれ5万円、30万円とした理由及び過料の徴収に至る流れを伺いたい。
- ・今回の健康増進法改正案の提出を踏まえ、事業者への受動喫煙防止の努力義務が定められている労働安全衛生法を改正する必要はないのか伺いたい。

大西健介君（国民）

- ・既存の小規模飲食店の特例措置により国レベルのたばこフリーオリンピックの伝統を日本が初めて破ることになるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・厚生労働省はレストランやバーを全面禁煙にしても経営に影響がないという従来の考え方を変えたのかを伺いたい。
- ・マンションのベランダでの喫煙により、近隣の部屋に煙が流れ込むことによる受動喫煙への対策について、政府の考え方を伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・たばこ白書において、「わが国でも喫煙室を設置することなく屋内を100%禁煙化を目指すべきである」と明記されているが、政府としてその立場に変わりはないか。
- ・加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食だけでなくばちんこもできるとの解釈なのか伺いたい。
- ・喫煙専用室等で喫煙と表示した店舗への立ち入り禁止を20歳未満の者のみとし、妊婦や疾患のある者を対象としない理由を伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・東京都や大阪府では内閣提出案よりも厳しい受動喫煙防止の条例を検討しているが、法律と条例の関係はどうなるのか伺いたい。
- ・海外では屋内の喫煙規制が厳しい反面、屋外の規制はあまりないとされているが、実際の規制状況を伺いたい。

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第196回国会閣法第47号 附帯決議

健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二 飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すよう、速やかに検討すること。
- 三 指定たばこについては、WHOでは紙巻きたばこと同様の扱いであることに鑑み、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、紙巻きたばこと同様に取扱うなど、必要な措置を速やかに講ずること。
- 四 第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。
- 五 保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の更なる充実・強化に努めるとともに、運用における手続の簡素化、管理権原者が適切に退出命令を発出できるなど受動喫煙防止対策の実効性の確保を図ること。
- 六 第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図ること。
- 七 喫煙可能な場所・空間において従業員の受動喫煙をできるだけ避けるよう必要な措置を講ずること。
- 八 F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.